

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	五九六	○道路の区域を変更する件二件	五九七
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	五九六	○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	五九七
		○肥料を登録した件	五九七
		○肥料の登録の有効期間を更新した件	五九八

告 示

福島県告示第六百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき市地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークベニマル内郷店 福島県いわき市内郷御厩町三丁目百五十五

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

荷さばき時には大きな音が発生しないように作業を実施するなど、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮すること。

夜間に発生する騒音の予測結果において、周辺の住居地域で環境基準が超過している地点があることから、苦情発生時は基より、通常時においても環境基準を下回るよう、騒音の低減に努めるようにすること。

2 廃棄物に係る事項等

(一) 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第十二条第四項の規定に基づく委託基準に従い、契約書に次に掲げる事項を記載するとともに、法第十二条の三の規定に基づき、産業廃棄物管理票を交付すること。

ア 委託料金

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ウ 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

エ 中間処理又は再生を委託するときは、中間処理又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力

オ 最終処分を委託するときは、最終処分所在地、方法及び施設の処理能力

(二) 産業廃棄物の保管について

産業廃棄物を保管する場合は、法第十二条第二項の規定に基づく保管基準に従い、保管場所の見やすい箇所に、次の事項を記載した表示(縦×横それぞれ六十センチメートル以上)を行うこと。

ア 産業廃棄物の保管場所である旨

イ 保管する産業廃棄物の種類

ウ 保管場所の管理者氏名及び連絡先

なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同一施設に保管する場合には、一般廃棄物と産業廃棄物を区分して保管すること。

その他

3

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努められること。

自動車や照明による光公害等、周辺環境に影響のないように注意すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年十一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡只見町大字只見字大赤沢山二六一九の一から二六一九の四まで、大字石伏

字大赤沢一五八九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

一 主伐に係る伐採種は、定めない。

二 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道母畑白河線	石川郡石川町大字曲木字坂ノ下九四番二地先から同 郡同 町大字曲木字坂ノ下四〇番四地先まで	変更前	一〇・六	五五・〇
		変更後	八・六	五五・〇

（道路計画課）

福島県告示第七百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員	延長
-----	-----	----------	-------	----

公 告

公告第三百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十二年十一月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
赤トリキ 本宮ファミリー店 福島県本宮市本宮字館町四十六
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千九百三十七平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十二年九月十七日
- 五 届出年月日
平成二十二年十一月九日
- 六 届出をした者
株式会社赤トリキ

（商業まちづくり課）

公告第三百八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十二年十一月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

保証成分量 (%)

県道石川鴉子線	石川郡平田村大字北方字蛇石六三番一地先から同 郡同 村大字北方字蛇石二三番地先まで	変更前	変更後	更後の別（メートル）	（メートル）
		七・三	九・五	二七・三	三三〇・〇
		三二・二	三一・二		三三〇・〇

（道路計画課）

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 種類名	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住 所	登録の 有効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
836	混合有機質肥料	混合有機質肥料 K S 1号	4.6	2.2	1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	出光興産株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号	平成25年10月21日	

(農業総合センター)

公告第三百八十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十二年十一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 種類名	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の有効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量					
801	混合有機質肥料	混合有機質肥料 330号	3.0	3.0		含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	片倉チンカリン株式会社 東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成25年11月7日	
802	同上	混合有機質肥料 530号	5.0	3.0		同上	同上	同上	

(農業総合センター)